

令和8年1月14日

職業訓練実施機関 各位

旅行観光分野訓練カリキュラム策定にあたっての改善促進策等について

東京労働局職業安定部訓練課
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京支部求職者支援第二課

公的職業訓練につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、令和7年1月19日に開催されました令和7年度第1回「東京都地域職業能力開発促進協議会」において、公的職業訓練効果検証ワーキンググループ報告書をとりまとめ、下記のとおり訓練カリキュラム等の改善促進策が承認されました。

つきましては、旅行観光分野のカリキュラム等の策定にあたってはご参考にしてください。なお、当該策を取り入れることを強制するものではありません。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ報告書につきましては、東京労働局HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/002497214.pdf>) を参照願います。

記

○改善促進策

1 実践的な訓練（実技）の実施

授業やキャリアコンサルティングの中で、旅行会社でのカウンターや企画・営業、添乗員、通訳ガイド、ホテル・旅館でのフロント業務、客室清掃等の旅行・観光業の業務内容が多岐に渡っていることについての理解を深めることが有効である。現状の旅行・観光分野の職業訓練については、これらに対応した実践的な実技科目が設定されているため、訓練受講者を採用した企業の評価は非常に高い。

さらに、限られた訓練期間で、効果的に訓練を実施するためには、特定の業務に特化した内容で実施することも方策の一つである。

2 多様な働き方への対応

旅行・観光分野の訓練受講者については、近年、シニア層の受講者が増えており、シニア層はパートタイム、派遣、個人事業主等、多様な働き方を求めている。

一方で若年層の訓練受講者の多くが正社員を希望しており、年齢や希望の働き方など個々のニーズに合わせた就職情報の提供などの就職支援及びキャリアコンサルティングの実施が求められる。

3 語学スキルの習得

旅行・観光業で就労するに当たっては、インバウンド対応や海外添乗業務等において、英語を中心とした語学力が求められる。

ただし、語学力は訓練受講時点で個人差があることや、語学関連のカリキュラムを設定することにより、旅行・観光関連に関する知識・技能の習得に必要な時間が確保できなくなる等、短期間の職業訓練の中で、実施が難しい場合があることから、語学習得の必要性を理解してもらい、個人での学習を奨励することも必要となる。

4 ワンランク上のコミュニケーションスキルの必要性

旅行・観光業においては、コミュニケーションスキルを重視する企業が多いため、訓練カリキュラムにおいて、旅行・観光業に必要なビジネスマナー等を設定したり、グループワーク形式で、コミュニケーション能力を向上させることにより、旅行・観光関連の企業への採用の可能性を高めることができる。

ただし、上記1～4は、3コースのヒアリング結果のため、旅行観光分野すべてに有効とは限らないこと。

「東京都地域職業能力開発促進協議会」とは？

令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会です。東京労働局、東京都を事務局としています。

地域の関係者・関係機関に参画いただき、デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースを促進するとともに、訓練効果の把握・検証を行い、訓練内容の改善を図ることなどを目的としています。

今年度は、旅行観光分野の職業訓練を対象に、下部組織のワーキンググループ(構成員は東京労働局、東京都、高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部)において訓練効果の把握・検証を行いました。複数の訓練実施機関には、すでに効果検証のためのヒアリングにご協力をいただいています。

問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

東京支部求職者支援第二課

電話 03-5638-2298